

通所型サービス（独自）サービスコード表（令和4年10月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A 6	1111	通所型サービス 1	イ 通所型サービス費（独自） （注1・注2）	(1) 事業対象者・要支援 1	1,672単位	1月につき		
A 6	1112	通所型サービス 1日割			55単位	1日につき		
A 6	1121	通所型サービス 2		(2) 事業対象者・要支援 2	3,428単位	1月につき		
A 6	1122	通所型サービス 2日割			113単位	1日につき		
A 6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき		
A 6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき		
A 6	6105	通所型サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合		事業対象者・要支援 1 376単位減算	-376		
A 6	6106	通所型サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2 752単位減算	-752		
A 6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A 6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A 6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240		
A 6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50		
A 6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200		
A 6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算 (I)	150単位加算	150		
A 6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算 (II)	160単位加算	160		
A 6	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算 (I)	①運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	1月につき	
A 6	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			②運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A 6	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3		③栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A 6	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2) 選択的サービス複数実施加算 (II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算		700
A 6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120		
A 6	6011	通所型サービス提供体制強化加算 I 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算 (I)	①事業対象者・要支援 1	88単位加算	1月につき	
A 6	6012	通所型サービス提供体制強化加算 I 2			②事業対象者・要支援 2	176単位加算		176
A 6	6107	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算 (II)	①事業対象者・要支援 1	72単位加算		72
A 6	6108	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			②事業対象者・要支援 2	144単位加算		144
A 6	6103	通所型サービス提供体制強化加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算 (III)	①事業対象者・要支援 1	24単位加算		24
A 6	6104	通所型サービス提供体制強化加算 III 2			②事業対象者・要支援 2	48単位加算		48
A 6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I) (3月に1回を限度)	100単位加算	100		
A 6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算 II 1			200単位加算	200		
A 6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算 II 2		(2) 生活機能向上連携加算 (II)	※ 運動器機能向上加算を算定している場合 100単位加算	100		
A 6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (6月に1回を限度)	20単位加算	20		
A 6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算 (II) (6月に1回を限度)	5単位加算	5		
A 6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40		
A 6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の59/1000加算	1月につき		
A 6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算 (II)	所定単位数の43/1000加算			
A 6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算 (III)	所定単位数の23/1000加算			
A 6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算 I	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の12/1000加算	1月につき		
A 6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	所定単位数の10/1000加算			
A 6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000加算			

注1 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 6	8001	通所型サービス 1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,672単位	定員超過の場合 ×70%	
A 6	8002	通所型サービス 1日割・定超			55単位		39
A 6	8011	通所型サービス 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,428単位		2,400
A 6	8012	通所型サービス 2日割・定超			113単位		79

注2 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A 6	9001	通所型サービス 1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,672単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%	
A 6	9002	通所型サービス 1日割・人欠			55単位		39
A 6	9011	通所型サービス 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,428単位		2,400
A 6	9012	通所型サービス 2日割・人欠			113単位		79

【重要】令和4年4月14日付け「厚生労働省告示第百六十一号」の別表に準ずる。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

⑨「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ワ、カ、ヨ、タのうち、イ（3）及び（4）は本市においては実施していません。